

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったため、同条第6項の規定により公告します。

2019年（令和元年）5月30日

福山市長 枝 廣 直 幹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 福山駅前三之丸共同ビル
所在地 福山市三之丸町1番8号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
13,405㎡
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
2019年（令和元年）7月1日
- 5 廃止する理由
解体工事着手予定のため